**瑞浪市ふるさとワーキングホリデー受入事業者申請書**

**◆応募要件**

①瑞浪市内に事業所のある企業または団体、個人事業主であること。

②参加者と労働関係法令に基づく労働契約を結ぶとともに、契約を適正に履行できること。

③労災保険の加入など、必要な手続きを行うこと。

④地域の特性を生かした就労体験が可能な事業者であること。

⑤１週間～最大２週間、参加者の受入ができること。

**◆提出先**

509-6195　瑞浪市上平町１－１　　瑞浪市役所シティプロモーション課

E-mail：citypromotion@city.mizunami.lg.jp

**◆応募締切　　令和６年６月１４日（金）**

**◆事業者情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 |  | | |
| 代表者名 |  | | |
| 担当者職・氏名 |  | | |
| 会社所在地 |  | | |
| 電話番号 |  | | |
| メール |  | | |
| 事業内容 |  | | |
| 参加者  受入可能期間 |  | 募集人数  （予定） | 人 |
| 参加者  業務内容 |  | | |

※参加者の具体的な受入の内容（募集期間、募集人数、業務内容、賃金、休日等）については、ふるさとワーキングホリデーの運営委託事業者（特定非営利活動法人G-net）と相談をしながら決めていきます。

ふるさとワーキングホリデーに興味のある事業者の方は、まずはお気軽にお申込みください。